

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の自主的な活動によるふれあいの場を整備を促し、地域の連帯感を高めるとともにうるおいのある良好な地域環境の充実を図ることを目的とする東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金(以下「交付金」という。)の交付について、東浦町補助金等交付規則(昭和52年東浦町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ふれあいの場」とは、住民が集まり、安らぎ、くつろぐことのできる広場又は施設をいう。

(交付金交付対象者)

第3条 交付金交付の対象者は、東浦町の各区域を代表する者とする。

(交付金対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費は、住民の共同作業により行うふれあいの場整備事業に係る経費で別表に掲げるものとする。

ただし、次の各号に掲げる経費については、対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした事業に要する経費
- (2) 東浦町暴力団排除条例(平成23年東浦町条例第16号)第2号第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業に要する経費
- (3) 慶弔費、交際費等社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(交付金の額)

第5条 交付金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(事前審査)

第6条 ふれあいの場を整備しようとする者は、当該整備を行う年度の前年度の10月末までに東浦町地域ふれあいの場整備事業事前協議書(様式第1)を町長に提出するものとする。

(交付金申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする者は、東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金交付申請書(様式第2)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) ふれあいの場整備事業計画書
- (2) 予算書及び見積書
- (3) ふれあいの場整備予定地の土地の使用に関する賃借契約書等の写し

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合、内容を審査し、適当と認めたときは東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金交付決定通知書(様式第3)を、不適当と認めたときは東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金却下通知書(様式第4)を申請者に通知するものとする。

3 第1項の申請書は、5月末日までに提出するものとする。

(変更承認申請)

第8条 前条第2項の通知書を受けた者(以下「事業者」という。)は、当該整備の内容若しくは交付金の額を変更しようとする場合又は当該事業の廃止し、若しくは中止しようとする場合には、東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金変更承認申請書(様式第5)に変更の内容がわかる書類を添えて町長に申請するものとする。

2 前項の場合において、適当と認めるときは、東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金交付決定変更通知書(様式第6)により通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 事業者は、ふれあいの場の整備が完成したとき又は当該事業の廃止若しくは中止の承認を受けたときは、完了の日又は廃止若しくは中止の承認の日から起算して30日以内又は4月20日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7)に次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 決算書

(2) 領収書

(3) 写真

(交付金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは事業者の提出する交付金請求書(様式第8)により交付金の交付をするものとする。

2 事業者が交付金の交付の目的を達成するため、町長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該事業の完了の前に交付金の全部又は一部を前渡しすることが出来る。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年度にふれあいの場の整備事業を行う場合に限り、第6条中「前年度の10月末日」とあるのは「5月末日」と、第7条第3項中「5月末日」とあるのは「6月末日」とする。

3 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（1）報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
（2）旅費	交通費、通行料金等
（3）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
（4）役務費	通信運搬費、保険料等
（5）使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
（6）原材料費	諸材料費等
（7）備品購入費	器具、機材等の購入費
（8）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの

様式第1（第6条関係）

東浦町地域ふれあいの場整備事業事前協議書

年 月 日

東浦町長

団体名
代表者職氏名
電話番号

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 整備する場所
- 2 整備期間 年 月 日 から 年 月 日
- 3 予算案
- 4 整備内容

様式第2（第7条関係）

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金交付申請書

年 月 日

東浦町長

団体名
代表者職氏名
電話番号

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付金交付申請額 円
- 2 整備する場所
- 3 整備期間 年 月 日 から 年 月 日
- 4 添付資料
 - (1) ふれあいの場整備事業計画書
 - (2) 予算書及び見積書
 - (3) ふれあいの場整備予定地の土地の使用に関する賃貸契約書等の写し

様式第3（第7条関係）

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金交付決定通知書

東浦町指令 第 号
年 月 日

団体名

代表者職氏名

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のあった東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金を次のとおり交付します。

交付金交付額

円

条件

様式第4（第7条関係）

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金却下通知書

第
号
年 月 日

団体名

代表者職氏名

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のあった東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金
交付申請については、却下します。

理由

様式第5（第8条関係）

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金変更承認申請書

年 月 日

東浦町長

団体名
代表者職氏名
電話番号

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり変更がありますので申請します。

記

変更内容

項目	変更後	変更前

様式第6（第8条関係）

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金交付決定変更通知書

東浦町指令 第 号
年 月 日

団体名

代表者職氏名

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のあった東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金を次のとおり交付します。

交付金交付額 円

条件

様式第7（第9条関係）

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金実績報告書

年 月 日

東浦町長

団体名
代表者職氏名
電話番号

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 ふれあいの場完成日 年 月 日
- 2 添付資料
 - (1) 決算書
 - (2) 領収書
 - (3) 写真

様式第8（第10条関係）

東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金請求書

年 月 日

東浦町長

団体名
代表者職氏名
電話番号

年 月 日付け東浦町指令第 号で交付決定通知のありました
東浦町地域ふれあいの場整備事業交付金を次のとおり請求します。

交付金請求額 円

付 記